

# 千葉県報

号外  
令和6年10月29日

## 主要目次

告示  
鳥獣保護区の存続期間の更新（七件）

告示

告示

### 千葉県告示第五百六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、昭和四十年千葉県告示第五百二十号（鳥獣保護区の指定）で指定した印旛沼西部鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和六年十月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

#### 一 名称

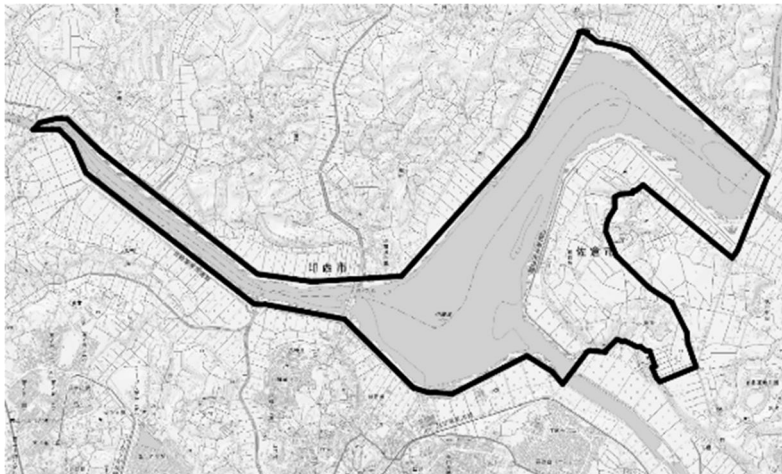
印旛沼西部鳥獣保護区

#### 二 区域及び区域図

##### 1 区域

印西市吉田地先の県道八千代宗像線と印旛沼西部調整池堤防南側法尻との交点を起点とし、同所から印旛沼西部調整池堤防南側法尻を北東へ進み県道佐倉印西線との接点に至り、同所から県道佐倉印西線を南西へ進み佐倉市市道一―四四八号線との接点に至り、同所から同市市道一―四四八号線を南西へ進み同市市道二―七号線との接点に至り、同所から同市市道二―七号線を南西へ進み同市市道一―一八号線との接点に至り、同所から同市市道一―一八号線を南東へ進み同市市道一―五〇三号線との接点に至り、同所から同市市道一―五〇三号線を南西へ進み同市市道一―五〇四号線との接点に至り、同所から同市市道一―五〇四号線を北西へ進み同市市道一―五〇六号線との接点に至り、同所から同市市道一―五〇六号線を北西へ進み同市市道一―四二二号線との接点に至り、同所から同市市道一―四二二号線を北西へ進み印旛沼西部調整池堤防北側法尻との接点に至り、同所から印旛沼西部調整池堤防北側法尻を北西へ進み県道八千代宗像線との交点に至り、同所から県道八千代宗像線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

##### 2 区域図



備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

##### 三 面積

八二五ヘクタール

##### 四 更新後の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

##### 五 保護に関する指針

###### 1 指定区分

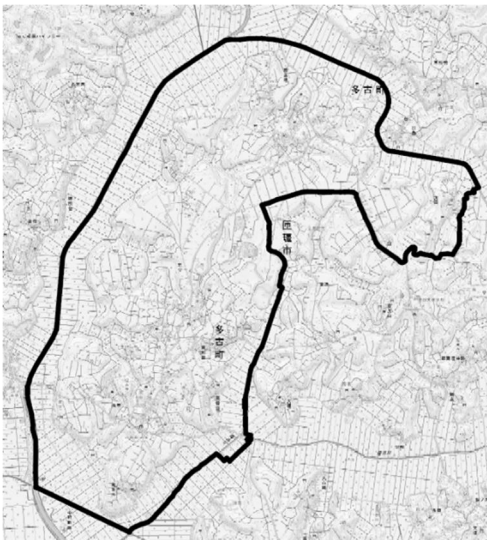
集団渡来地の保護区

###### 2 指定目的

当地域は、湖沼とその周辺部分から構成され、シギ・チドリ類やカモ類等の渡り鳥が、春秋の渡りの時期及び越冬時期に多数渡来するため、集団渡来地の保護区として指定し、当地域を利用する渡り鳥等の保護を図るものとする。

なお、区域内及び周辺において野生鳥獣の密猟取締り、狩猟者への指導、監視等を実施し、鳥獣の保護繁殖を図る。

### 千葉県告示第五百七号

| 報 告 千 葉 県 第 4 6 号 外 号                                                                                                                                                         |  | 日 月 年 6 10 令和 |  | 日 29 (火曜日) |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------|--|------------|--|
| <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、昭和三十四年千葉県告示第五百二十七号（鳥獣保護区の指定）で指定した多古町鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。</p> <p>令和六年十月二十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>                |  |               |  |            |  |
| <p>多古町鳥獣保護区</p>                                                                                                                                                               |  |               |  |            |  |
| <p>二 区域及び区域図</p>                                                                                                                                                              |  |               |  |            |  |
| <p>1 区域</p> <p>香取郡多古町南中地先の国道二九六号と栗山川左岸との交点を起点とし、同所から栗山川左岸を北へ進み山倉川左岸との接点に至り、同所から山倉川左岸を東へ進み匝瑳市と香取郡多古町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み国道二九六号との交点に至り、同所から国道二九六号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> |  |               |  |            |  |
| <p>2 区域図</p>                                                                                                                                                                  |  |               |  |            |  |
|                                                                                             |  |               |  |            |  |
| <p>備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。</p>                                                                                                                                  |  |               |  |            |  |
| <p>三 面積</p>                                                                                                                                                                   |  |               |  |            |  |
| <p>一、〇五一ヘクタール</p>                                                                                                                                                             |  |               |  |            |  |
| <p>四 更新後の存続期間</p>                                                                                                                                                             |  |               |  |            |  |
| <p>令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで</p>                                                                                                                                               |  |               |  |            |  |
| <p>五 保護に関する指針</p>                                                                                                                                                             |  |               |  |            |  |
| <p>1 指定区分</p>                                                                                                                                                                 |  |               |  |            |  |
| <p>森林鳥獣生息地の保護区</p>                                                                                                                                                            |  |               |  |            |  |
| <p>2 指定目的</p>                                                                                                                                                                 |  |               |  |            |  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |  |  |  |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|
| <p>当地域は、西に栗山川、東に借当川及び山倉川に接しており、畑や谷津田、斜面林などから構成され、豊かな自然環境を維持し、多様な鳥獣が生息しているため、森林鳥獣生息地の保護区として指定し、地域における生物多様性の確保に資するものとする。</p> <p>なお、区域内及び周辺において野生鳥獣の密猟取締り、狩猟者への指導、監視等を実施し、鳥獣の保護繁殖を図る。</p>                                                                                                    |  |  |  |  |  |
| <p>千葉県告示第五百八号</p>                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |  |  |  |
| <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、昭和三十九年千葉県告示第五百六十一号（鳥獣保護区の指定）で指定した愛宕山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。</p> <p>令和六年十月二十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>                                                                                                                            |  |  |  |  |  |
| <p>愛宕山鳥獣保護区</p>                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |  |  |  |  |
| <p>二 区域及び区域図</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |  |
| <p>1 区域</p> <p>山武市成東地先の作田川右岸と山武市市道成東一四一号線との交点を起点とし、同所から同市市道成東一四一号線を南西へ進み同市市道成東一〇八号線との接点に至り、同所から同市市道成東一〇八号線を南西へ進み同市市道成東・湯坂線との接点に至り、同所から同市市道成東・湯坂線を北西へ進み同市市道成東一〇五号線との接点に至り、同所から同市市道成東一〇五号線を北西へ進み同市市道成東一一五号線との接点に至り、同所から同市市道成東一一五号線を北東へ進み同市市道成東一〇八号線との接点に至り、同所から作田川右岸を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> |  |  |  |  |  |

2  
区域図



備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

### 三 面積

四七ヘクタール

#### 四 更新後の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

## 五 保護に関する指針

1  
指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

指定目的

当地域は、豊かな生活環境の形成及び鳥獣保護思想の普及に資するため必要と認められるので、身近な鳥獣生息地の保護区として指定する。

なお、区域内及び周辺において野生鳥獣の密猟取締り、狩猟者への指導、監視等を実施し、鳥獣の保護繁殖を図る。

千葉県告示第五百九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、昭和三十九年千葉県告示第五百五十四号（鳥獣保護区の指定）で指定した雄蛇ヶ池鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和六年十月二十九日

一 名称

千葉県知事 熊谷 俊 人

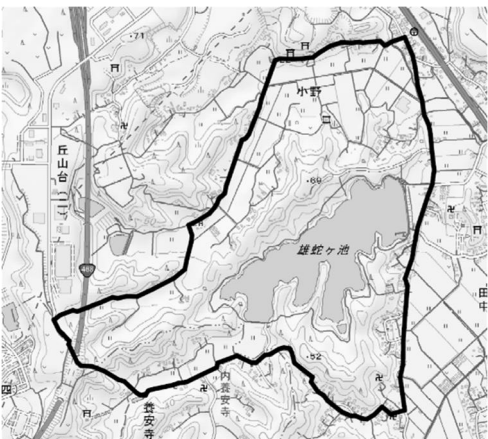
雄蛇ヶ池鳥獣保護区  
二 区域及び区域図

## 二二 区域及び区域図

1  
区域

東金市小野地先の東金市市道五〇四六号線と同市市道〇一〇五号線との接点を起点とし、同所から同市市道〇一〇五号線を南東へ進み同市市道五〇六三号線との接点に至り、同所から同市市道五〇六三号線を南西へ進み大網白里市市道一〇〇〇六号線との接点に至り、同所から同市市道一〇〇〇六号線を南西へ進み同市市道一〇〇〇一号線との接点に至り、同所から同市市道一〇〇〇一号線を南西へ進み同市市道一〇〇〇五号線との接点に至り、同所から同市市道一〇〇〇五号線を北西へ進み同市養安寺九三一番二地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北東へ進み同市養安寺九三六番地先に至り、同所から同所と東金市小野地先の同市市道五二五〇号線の終点とを結んだ直線を北西へ進み同市市道五二五〇号線との接点に至り、同所から同市市道五二五〇号線を北西へ進み同市市道五一六七号線との接点に至り、同所から同市市道五一六七号線を北東へ進み同市市道〇二三一号線との接点に至り、同所から同市市道〇二三一号線を北東へ進み同市市道五〇四六号線との接点に至り、同所から同市市道五〇四六号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

2  
区域図



備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

面積

一二八ヘクタール

#### 四 更新後の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

## 五 保護に関する指針

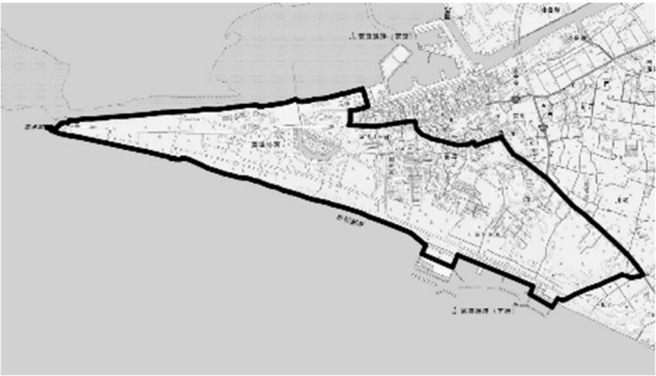
1 指定区分

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、昭和三十九年千葉県告示第五百四十九号（鳥獣保護区の指定）で指定した神戸鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。



線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

2 区域図



備考 この地図は、国土地理院発行の電子地形図二五〇〇〇を加工して作成した。

三 面積

二八八ヘクタール

四 更新後の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

五 保護に関する指針

1 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 指定目的

当地域は、富津市富津岬に位置し、周囲は海に囲まれ、区域内はクロマツを主体とした林地などにより構成されており、豊かな自然環境を維持し、多様な鳥獣が生息しているため、森林鳥獣生息地の保護区として指定し、地域における生物多様性の確保に資するものとする。

なお、区域内及び周辺において野生鳥獣の密猟取締り、狩猟者への指導、監視等を実施し、鳥獣の保護繁殖を図る。

購読料 本号 一部 一八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二二三)二六五八